

空き家についてお困りのことや、心配なことはありませんか？

空き家

出張

相談会

予約
不要

無料



空き家売りたい
賃貸はなの？

地震などで倒壊
しないか心配…



空き家を処分したいけど
隣接地との境界は？



住まいが将来
空き家になる



近所に迷惑
かけたくない



相続する場合は
なの？



市内に空き家を所有している方、将来所有する可能性のある方を対象に市職員が一般的なご相談にお応えします。

日時

令和8年8月30日 日

午前10時～午後4時

会場

・飯南地域振興局 1階 相談室 ・嬉野保健センター 小会議室

日時

令和8年9月 6 日 日

午前10時～午後4時

会場

・飯高地域振興局 1階 応接室 ・三雲地域振興局 第3会議室

日時

令和8年9月13日 日

午前10時～午後4時

会場

・松阪市役所 5階正庁

※対象者であれば、全ての会場へご参加いただけます。

●先着順で受付させていただき、相談にお応えします。●一つの相談につき、相談時間は30分までとします。

お問い合わせ

松阪市建築開発課 空家対策係

TEL 0598-53-4174 FAX 0598-26-9118

電子メール kenka.div@city.matsusaka.mie.jp